

令和8年度第1回

杉戸町総合振興審議会 杉戸町まち・ひと・しごと創生有識者会議

次第

日時：令和8年6月11日（木）

午後1時30分～

場所：杉戸町役場 第二庁舎2階第1・第2会議室

1 開会

2 あいさつ

3 委嘱状交付（机上配布）

4 委員自己紹介

5 会長の選出及び職務代理者の指名

6 諮問

第6次杉戸町総合振興計画 第5次実施計画の事務事業評価について

7 議事

（1）第6次杉戸町総合振興計画後期基本計画の概要

第6次杉戸町総合振興計画後期基本計画【冊子】を用いて、令和8年度からスタートした計画の概要を説明します。

（2）第5次実施計画の事務事業評価について

事務事業評価の流れ、対象となる事業の概要を説明します。

8 その他

9 閉会

会議資料一覧

- ・ 杉戸町総合振興審議会委員名簿
- ・ 杉戸町総合振興審議会条例
- ・ 【冊子】 第6次杉戸町総合振興計画後期基本計画

- ・ 資料1 総合振興審議会 事務事業評価の実施について
- ・ 資料2－1 【学校教育課】 第5次実施計画個別評価調書
- ・ 資料2－2 【危機管理課】 第5次実施計画個別評価調書
- ・ 資料2－3 【人権・男女共同参画推進課】 第5次実施計画個別評価調書
- ・ 資料3 第5次実施計画事務事業評価 質問シート
- ・ 参 考 令和8年度会議スケジュール（予定）

杉戸町総合振興審議会委員 名簿（任期：R8.6.1～R10.5.31）

令和8年6月1日現在

1号委員（関係団体等を代表する者）

No	氏 名	所属等
1	キムラ ミキオ 木村 三樹男	杉戸町区長会
2	オリハラ ナオミ 折原 奈緒美	杉戸町民生委員児童委員協議会
3	イタハシ ノボル 板橋 昇	杉戸町教育委員会
4	スズキ ユタカ 鈴木 豊	杉戸町商工会
5	イワナミ カズヒロ 岩浪 一宏	埼玉みずほ農業協同組合
6	ヨコイ マサキ 横井 正樹	杉戸町消防団
7	ソメヤ ミユキ 染谷 美由紀	杉戸町広報特派員

2号委員（識見を有する者）

No	氏 名	所属等
8	ミズノ ジュンコ 水野 順子	学校法人藤田学園 杉戸白百合幼稚園 理事
9	ナカザト ケイスケ 中里 圭介	埼玉りそな銀行杉戸支店長
10	ササキ マコト 佐々木 誠	日本工業大学教授
11	キクチ シンイチ 菊地 信一	日本薬科大学教授
12	アオキ エリ 青木 恵理	明治安田生命保険相互会社 杉戸宮代営業所長

3号委員（まちづくりに関心の高い者）

No	氏 名	所属等
13	アライ アキラ 新井 晃	一般公募
14	モリ ヒロユキ 茂利 浩幸	一般公募
15	ヨシクラ ノブヒロ 吉倉 信広	一般公募

敬称 略

○杉戸町総合振興審議会条例

平成7年8月21日

条例第20号

杉戸町振興審議会条例（昭和42年杉戸町条例第6号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、杉戸町総合振興審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 杉戸町の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、杉戸町総合振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 総合振興計画に関すること。
- (2) その他町長が定める重要な計画に関すること。

（組織）

第4条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係団体等を代表する者
- (2) 識見を有する者
- (3) まちづくりに関心の高い者

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときの要件を欠くにいたったときは、その委員は委員の職を失うものとする。

（会長）

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第7条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、総合政策課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期等)

2 この条例施行の際、改正前の杉戸町振興審議会条例第2条第2項により任命された委員は、この条例の施行の日にその職を失うものとする。

3 この条例施行後に委嘱される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成9年3月31日までとする。

(杉戸町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

4 杉戸町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年杉戸町条例第13号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成8年3月28日条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月21日条例第6号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年1月17日条例第3号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月23日条例第4号）

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(任期)

2 平成15年3月31日以前に委嘱される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則（平成23年3月25日条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月17日条例第24号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

総合振興審議会 事務事業評価の実施について

1 事務事業評価の目的

事務事業評価（外部評価）とは、各種計画に沿って町が行っている事業の成果を行政内部のみではなく、広く公開して、住民の意見を取り入れ、今後の行政運営の参考とするものです。

2 事務事業評価の方法

（1）評価手順

以下の３段階で評価を実施します。

① 第１次評価（内部評価－担当課長）

各担当課が所管する事業について、担当課長が評価します。

② 第２次評価（内部評価－町長）

第１次評価結果（担当課長評価）について、実施計画の進行管理を担当する総合政策課が集計した後、町長が評価します。

③ 第３次評価（外部評価）

行政評価に住民の意見を反映するため、外部評価として、杉戸町総合振興審議会にて、計画に掲げられた事業を評価します。

（２）第３次評価（事務事業評価）の流れ

① 町長より諮問

第１回会議にて、町長より総合振興審議会へ事務事業評価について諮問します。

② 担当課による説明

第２回会議にて、事務事業評価の対象事業担当課による事業説明及び事業実績の説明、委員との質疑応答を行います。

③ 委員による評価シートの作成

事務事業評価の対象事業について、下記「５ 事務事業評価の視点」により評価及び意見をいただきます。

④ 答申書案の作成 ※事務局

事務局にて評価シートのとりまとめを行い、答申書案を作成します。

⑤ 答申書の完成、町長への提出

完成した答申書を会長から町長へ提出します。

提出された答申書の内容は、庁内全体に共有し、必要に応じて事業の改善を図ります。また、実施計画の見直しや翌年度予算編成の際の参考とします。

3 今年度の事務事業評価対象事業

事務事業評価の対象として以下の事業を選定しております。第2回会議にて担当課より説明する予定です。

＜第6次杉戸町総合振興計画 第5次実施計画＞

	事業番号	事業名	担当課
1	17	安心して学べる環境づくり事業	学校教育課
2	55	空き家対策事業	危機管理課
3	98	男女共同参画事業	人権・男女共同参画推進課

本年度の審議対象事業については、全実施計画事業（100事業）の中から、以下の視点を踏まえ、重点的に検証すべき3事業を選定しております。

①後期基本計画への連続性

令和8年度から開始した第6次杉戸町総合振興計画後期基本計画（第3期杉戸町まち・ひと・しごと創生総合戦略）の着実な推進につながる事業であること。

②未来像ごとのバランス

計画が掲げる「未来像」ごとの取組状況を俯瞰し、偏りのない総合的な評価視点を確保すること。

③施策の重要性と検証の意義

本町の取組として注力している事業であり、その進捗と成果を専門的な知見や第三者の視点から検証し、施策の質をより一層高めていく必要がある事業であること。

4 事務事業評価の視点

第6次杉戸町総合振興計画に掲げる将来像及び8つの未来像に対し、これまで実施してきた事業が実績として表れているか、次の3つの項目について評価及び総合評価をいただきます。

事業の評価	評価の視点	評価項目
① 事業の有効性	主要施策の推進に対して、効果が出ているか。	1. 有効性が高い 2. 一定の有効性がある 3. 有効性に疑問がある 4. 有効性が低い
② 事業の効率性	事業費に対して、効果が得られているか。	1. 効率性が高い 2. 一定の効率性がある 3. 効率性に疑問がある 4. 効率性が低い
③ 事業の妥当性	手段や規模等は現在の町の状況に最適化か。	1. 妥当性が高い 2. 一定の妥当性がある 3. 妥当性に疑問がある 4. 妥当性が低い
総合評価	1. 順調である 2. おおむね順調である 3. 改善の必要がある	

1 事業の概要

個別事業名	No17 安心して学べる環境づくり事業	課名	学校教育課
未来像	2子どもたちに未来を拓く力を育むまち	新規・継続 ・一部新規	一部新規
主要施策	5確かな学力と自立する力の育成		

事業概要	支援を必要とする児童・生徒の困り感に寄り添い、心の安定と一人一人に適した支援・指導を実施する。
事業効果	困り感のある児童・生徒への支援の充実が図られる。 児童・生徒の困り感を解決する一助となる。 例) 不登校、学力不振等

2 計画内容

R7計画（前年度に行う予定となっていた内容・予算）			
実施内容	○少人数支援室の設置・運営 （杉戸中学校、 杉戸南中学校 、杉戸小学校、杉戸第二小学校）		
予算額 （千円）	総事業費		21,135
	財源内訳	国庫補助	1,999
		県補助	0
		地方債	0
		その他	0
		一般財源	19,136

3 前年度（R7年度）の実施実績

昨年度実施した主要な取組と決算額を記入してください。なお、外部委員が本調書によって事業を評価できるよう、具体的に御記入ください。

主な取組	・ 杉戸小学校、杉戸第二小学校、杉戸中学校、杉戸南中学校の 4 校に少人数支援室を開設している。 ・ 毎月、新規利用、断続利用、教室復帰などがあり、児童生徒個々の状況に合わせて支援を継続している。 また、昨年度学校に登校できなかった児童生徒が、少人数支援室であれば、週に何日登校するか自分で目標を決めて登校し、1 日の生活を自分で決めて過ごすことができるようになり、欠席が減少した児童生徒もいる。 ・ 配置されている職員として、教員資格を有している町の会計年度任用職員（学習指導員）を配置している。教職経験があり、専門性の高い人材を支援室の指導員として配置し、教職員と専門性の高い学習指導員が連携して取り組むことで、全教職員で児童・生徒に寄り添った支援の充実を図っている。		
決算額 （千円）	総事業費		17,951
	財源内訳	国庫補助	0
		県補助	0
		地方債	0
		その他	0
		一般財源	17,951

4 事業の成果

（１）関連する成果指標の状況

成果指標（KPI）	R7末実績	R 7 末目標
主体的に学習に取り組む児童生徒の割合(小学校)/(中学校)	87.6%/87.2%	95.0％／90.0％
授業内容を理解している児童生徒の割合(小学校)/(中学校)	93.2%/87.8%	90.0％／80.0％

（２）成果・実績

- ・成果指標の数値に表れない成果については、事業の前後でどのような変化があったか、記述してください。（例：『相続おしかけ講座の参加者から、相続問題の解決に向けた第一歩が踏み出せたとの声が寄せられた』）
- ・計画において成果指標の設定がない場合、業務の中で把握している「件数」や「状況」などを入力してください。（例：相談受付件数、指導・勧告の実施件数、住民アンケートの満足度、パンフレット配布数など）

成果・実績	「通常学級への参加が増えているまたは通常学級に移行できた」「昨年度と比較して欠席数が減り、少人数支援室の利用をしている」等、欠席が減少した児童生徒がいることが成果として挙げられる。また、中学校において昨年度と比較して新規の不登校者数が減少しており、これは、各校の組織的・早期対応と少人数支援室を含めた総合的な居場所づくりが行えた成果であると考えている。
-------	--

5 担当課の評価

各項目を1～4（プルダウンで選択）で評価し、その理由を記載してください。

担当課評価		
評価項目	評価	評価の理由
有効性	1.有効性が高い	少人数支援室における個別支援の結果、利用児童生徒の年間欠席日数の減少に加え、新規不登校出現率の抑制という明確な成果が得られている。児童生徒の困り感に対し、早期かつ適切なアプローチが機能しており、事業の有効性は極めて高い。
・目的が達成されているか。		
効率性	1.効率性が高い	既存の学習指導員を少人数支援室の担当として柔軟に再配置することで、新規の人件費を抑制しつつ、専門的な支援体制を構築している。限られた人的資源の有効活用により、極めて効率的な事業運営を図っている。
・予算や事務負担に対して、最大限の効果が出ているか		
妥当性	1.妥当性が高い	現在、学校教育の中で様々な困り感を抱いている児童生徒が増加傾向にある。児童生徒に寄り添い、困り感の軽減、解消につなげることは必要不可欠である。新設校舎等の大規模投資を避け、既存の空き教室や余裕スペースを少人数支援室に転換することは、限られた予算で設置を行うため、妥当性が高いと考える。
・手段や規模等は現在の町の状況に最適化か。		

成果・実績や上記の評価を踏まえて、総合評価を入力してください。

総合評価	評価の理由
1.順調である	複雑化する児童生徒の「困り感」に対し、少人数支援室が心理的・学習的な面で児童生徒に寄り添った支援ができています。既存の空き教室等の使用は、限られた財政状況下での持続可能な支援モデルとして優れており、教育の質の維持・向上において不可欠な事業である。

6 事業実施における課題

事業実施における壁、想定と異なった点、リソース不足や外部環境の変化など、現場で直面している課題を入力してください。また、その課題に対する改善の方向性等が決まっていれば、併せて入力願います。

課題	児童生徒の特性に応じた個別最適化された教材・教具の充実や、校内・関係機関との連携体制の強化が課題である。特に、少人数支援室への入室すらも困難な児童生徒への支援については、今後も検討していく必要がある。
----	--

7 町長評価

総合評価	評価の理由
1.順調である	既存資源（空き教室・学習指導員）を最大限に活用し、少人数支援室の設置により不登校の未然防止や早期対応に成果を上げている点を高く評価する。複雑化する児童生徒の課題に対し、学校現場の組織的な対応力を強化している点も本町の教育施策として極めて有効である。今後は、さらなる個別最適化や支援の質の向上に向けた連携強化を期待する。

1 事業の概要

個別事業名	No55 空き家対策事業	担当課名	危機管理課
未来像	5地域がつながり、安全で災害に強いまち	新規・継続 ・一部新規	一部新規
主要施策	21空き家対策の推進		

事業概要	周辺の防犯環境や生活環境に影響を及ぼす、十分な管理が行われていない空き家の適正な管理を促進するため、空き家の実態を適正に把握し、適切な管理や処分、利活用につながる指導や助言等を所有者へ行う。
事業効果	空き家周辺の防犯環境や生活環境の改善を図ることができる。

2 計画内容

R7計画（前年度に行う予定となっていた内容・予算）			
実施内容	○空き家所有者への改善依頼・是正指導 ○空き家の発生抑制に向けた普及啓発 ○空家等対策協議会の開催 ○空き家バンクの運営・管理 ○実態調査の実施 ○ 相続おしかけ講座の実施 ○ 相続財産清算人制度の活用		
予算額 （千円）	総事業費		1,186
	財源内訳	国庫補助	0
		県補助	25
		地方債	0
		その他	0
		一般財源	1,161

3 前年度（R7年度）の実施実績

昨年度実施した主要な取組と決算額を記入してください。なお、外部委員が本調書によって事業を評価できるよう、具体的に御記入ください。

主な取組	○空き家の実態調査 ・町内全域の実態調査を実施し、空き家の情報を一元的に把握・管理できるデータベースを構築。 ○相続おしかけ講座の実施 ・5団体（サロンなど）に司法書士を派遣し、相続対策に係る講座を実施。計86名参加 ○相続財産清算人制度の活用 ・相続放棄等により、長年放置されて適切な管理がされていない空き家について、家庭裁判所に「相続財産清算人」の選任を申立て、解消を図る取組。 ○宅建協会との連携による「空き家ワンストップ利活用相談事業」 ・空き家所有者が抱える課題に対し、専門家が伴走支援を行う町独自のサポート窓口を設置。		
決算額 （千円）	総事業費		1,129
	財源内訳	国庫補助	0
		県補助	25
		地方債	0
		その他	0
		一般財源	1,104

4 事業の成果

(1) 関連する成果指標の状況

成果指標 (KPI)	R7末実績	R 7 末目標
町内空き家解消件数 (累積値)	96件	10件

(2) 成果・実績

- ・成果指標の数値に表れない成果については、事業の前後でどのような変化があったか、記述してください。（例：『相続おしかけ講座の参加者から、相続問題の解決に向けた第一歩が踏み出せたとの声が寄せられた』）
- ・計画において成果指標の設定がない場合、業務の中で把握している「件数」や「状況」などを入力してください。（例：相談受付件数、指導・勧告の実施件数、住民アンケートの満足度、パンフレット配布数など）

成果・実績	最も状態が酷く、過去10年以上放置されていた A ランク空き家2件について、粘り強い所有者訪問や相続財産清算人の申立等の手段を駆使し、解消することができた。また、管理不全状態の空き家についても、個別の事情に応じた対策を実施し、6件の解体を確認している。相続おしかけ講座を開催し、86名の参加者に相続対策の重要性を周知し、「相続対策はいますぐ取り組むべき問題と認識できた」との声が寄せられた。
-------	---

5 担当課の評価

各項目を1～4（プルダウンで選択）で評価し、その理由を記載してください。

担当課評価		
評価項目	評価	評価の理由
有効性	2.一定の有効性がある	個別の事情に応じた対応により、空き家の解消に進展が見られ、一定の有効性が確認されている。一方で、空き家のさらなる増加や、相続関係の複雑化による解決の長期化など、課題の深刻化が懸念される。そのため、今後も引き続き対策をより一層推進していく必要がある。
・目的が達成されているか。		
効率性	1.効率性が高い	地域住民や民間企業と連携することで、財政負担を最小限に抑えるとともに、専門家の知見を活かした対策を実施できている。さらに、相続財産清算人制度の活用等を通じた将来的な税收確保にも取り組んでいることから、効率的かつ効果的な事業運営と評価できる。
・予算や事務負担に対して、最大限の効果が出ているか		
妥当性	1.妥当性が高い	周知・啓発から、解消に向けた具体的なアプローチに至るまで、段階に応じた対策を展開している。また、相続財産清算人制度の活用といった、同規模の近隣自治体に先駆けた取り組みも導入している。以上のことから、施策の手段や規模は、町の状況において最適なものであると考える。
・手段や規模等は現在の町の状況に最適化か。		

成果・実績や上記の評価を踏まえて、総合評価を入力してください。

総合評価	評価の理由
1.順調である	空き家解消の成果は確認できるが、問題の長期化等を見据えた対策強化が必要である。啓発から解消への段階的対応や、相続財産清算人制度の活用、官民連携の取組など、財政負担を最小限に抑えつつ、専門家の知見を活かした対策等を展開していることから、町の現状に最適な手段と規模であり、効率的かつ効果的に推進できていると評価できる。

6 事業実施における課題

事業実施における壁、想定と異なった点、リソース不足や外部環境の変化など、現場で直面している課題を入力してください。また、その課題に対する改善の方向性等が決まっていれば、併せて入力願います。

課題	担当職員は交通安全や防犯担当を兼任しているため、マンパワーの不足が課題となっている。そこで、相続問題や不動産の市場価値といった、職員のみでは判断が難しい専門的な事案については、外部の専門家に相談できる体制を整備し、限られた人員体制の中で、効果的な空き家対策に取り組んでいる。
----	---

7 町長評価

総合評価	評価の理由
1.順調である	空き家問題に対し、全域調査による実態把握から、専門家と連携した実効性ある対応まで、着実な歩みを進めている点を評価する。限られた人員体制の中で、相続財産清算人制度といった新たな手法も取り入れ、着実に解消件数を積み上げている。今後は、これまでの事業の成果等を踏まえ、より精緻な目標設定を行うとともに、長期的な視点での空き家抑制に努めること。

第5次実施計画 事務事業評価 質問シート

資料3

提出期限：令和8年6月17日（水）

提出方法：事務局（役場第三庁舎2階 総合政策課窓口）へ直接持参、郵送、FAX

郵送先：〒345-8502 杉戸町清地 2-9-29 杉戸町総合政策課あて

FAX：0480-33-4550 Mail：sogoseisaku@town.sugito.^{エルジー}lg.jp

電子申請：右 QR コードを御利用ください。

電子申請 URL

https://apply.e-tumo.jp/town-sugito-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=118165

※質問のない場合は、提出は不要です。

※本質問シートの内容に対する回答は、第2回会議で説明予定です。



委員氏名	
------	--

事業名	No. 17 安心して学べる環境づくり事業
質問内容	

事業名	No. 55 空き家対策事業
質問内容	

事業名	No. 98 男女共同参画事業
質問内容	

令和8年度会議スケジュール（予定）

【参考】

第6次杉戸町総合振興計画第5次実施計画

事務事業評価スケジュール

第1回 総合振興審議会

6/11
(木)
13:30～

町長・総合振興審議会委員

- ・町長から会長へ諮問
- ・事務事業評価の説明及び資料の配布
- ・事務事業評価事前質問シート（提出は任意）の配布

第2回 総合振興審議会

7/16
(木)
9:30～

総合振興審議会委員

- ・事務事業評価の実施（3事業）
 - ①各課による説明
 - ②事前質問への回答
 - ③質疑応答
- ・評価シートの提出
（当日提出できない人は持ち帰り、後日提出）

第3回 総合振興審議会

8/24
(月)
9:30～

町長・総合振興審議会委員

- ・答申書修正案の確認
- ・会長から町長へ答申書の提出
- ・企業版ふるさと納税の実績報告